

通常第一審における勾留、保釈人員及びその割合（地簡裁総数）

区分 年次	新受人員 (A)	その年中に 勾留状が発付 された人員 (B)	その年中に 保釈が許可 された人員 (C)	勾留率 (B/A) %	保釈率 (C/B) %
平成26年	81,470	54,749	12,683	67.2	23.2
27	83,387	55,517	14,233	66.6	25.6
28	78,891	51,587	15,182	65.4	29.4
29	75,511	48,910	15,229	64.8	31.1
30	75,225	48,229	15,494	64.1	32.1
令和元年	72,938	46,263	14,811	63.4	32.0
2	71,411	45,251	14,352	63.4	31.7
3	68,910	42,587	13,675	61.8	32.1
4	62,452	38,738	12,553	62.0	32.4
5	68,057	41,854	13,019	61.5	31.1

(注) 1 延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 「その年中に保釈が許可された人員」とは、終局前に保釈が許可された人員をいう。